

亀山市告示第197号

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年12月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、物価高騰の影響が長期化し、依然として非常に厳しい経済情勢の中で、特に影響の大きい低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を支援するために実施する亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業（以下「特別給付金支給事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」とは、特別給付金支給事業により、市から贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「特別給付金」という。）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、特別給付金の対象児童（特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下「対象児童」という。）を養育する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）養育要件として、次のいずれかに該当する者

ア 児童手当受給者（令和5年11月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者をいう。）

イ 特別児童扶養手当受給者（令和5年11月分の特別児童扶養手当（特別児童扶

養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者をいう。）

ウ 新規児童手当受給者（令和5年12月から令和6年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者をいう。）

エ 新規特別児童扶養手当受給者（令和5年12月から令和6年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者をいう。）

オ 高校生等の養育者（アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和5年3月31日において、平成17年4月2日から平成20年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和5年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者をいう。）

カ 政令で定める額以上の収入がある養育者（アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条に規定する額以上の収入があり、令和5年3月31日において、平成20年4月2日以後に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和5年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者をいう。）

(2) 所得要件として、次のいずれかに該当する者

ア 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者をいう。）

イ 令和5年1月以後の家計急変者（アに該当する者以外の者のうち、物価高騰の影響を受けて令和5年1月以後の家計が急変し、令和5年度分の市町村民税均等

割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）をいう。）

(3) その他の要件として、次のいずれかに該当する者

ア 児童手当等受給・非課税者（第1号ア（児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）又はイに該当し、かつ、前号アに該当する者をいう。以下同じ。）であって、市長が令和5年11月分の児童手当の受給資格を認定しているもの又は市長が令和5年11月分の特別児童扶養手当に係る事務を行うもの

イ 新規児童手当等受給・非課税者（第1号ウ（児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）又はエに該当し、かつ、前号アに該当する者をいう。以下同じ。）であって、市長が令和5年12月から令和6年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を認定したもの又は市長が令和5年12月から令和6年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を受理したもの

ウ その他の支給対象者（児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者をいう。以下同じ。）であって、特別給付金の申請時点において市に居住するもの

2 前項の規定にかかわらず、特別給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当するときは、特別給付金は、当該支給対象者が養育する対象児童その他当該対象児童に係る特別給付金の支給を受ける者として適当と認められる者を特別給付金の支給対象者とする。

児童手当等受給・非課税者	令和5年11月1日以後に死亡した場合
新規児童手当等受給・非課税者	支給対象者の要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	特別給付金の申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居

型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者並びに法人は、特別給付金の支給対象者としない。

(対象児童)

第4条 対象児童は、平成17年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。ただし、既に支給の決定がされている特別給付金、又はひとり親世帯給付金（亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和5年亀山市告示第196号）の規定により支給される給付金をいう。）の算定の基礎とされた児童を除く。

2 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合は、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童としないものとする。

3 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合は、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童としないものとする。

(特別給付金の額)

第5条 特別給付金の額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき2万円とする。

(児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対する特別給付金の支給の申込み等)

第6条 市長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者（以下この条において「児童手当等受給・非課税者等」という。）に対し、特別給付金の支給の申込みを行う。

2 児童手当等受給・非課税者等は、前項の申込みを受けた際、特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、別に定める期日までに前項の届出がないときは、速やかに当該届出を行わなかった児童手当等受給・非課税者等に係る特別給付金の支給を決定し、当該児童手

当等受給・非課税者等に対し、特別給付金を支給する。

4 児童手当等受給・非課税者等に対する特別給付金の支給は、次に掲げる口座に振り込む方法により行う。ただし、市長が口座振込の方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

(1) 児童手当受給者又は新規児童手当受給者に対する特別給付金の支給は、児童手当振込時における指定口座

(2) 特別児童扶養手当受給者又は新規特別児童扶養手当受給者に対する特別給付金の支給は、特別児童扶養手当振込時における指定口座

(3) 前項の支給決定までに、支給対象者が特別給付金の振込み口座を指定する届出を市長に提出した場合にあっては、当該指定された口座

(その他の支給対象者に対する特別給付金の支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7条 その他の支給対象者に対して支給する特別給付金に係る申請（次項及び第11条において単に「申請」という。）の受付開始日は、令和6年1月22日とする。

2 申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日（同年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等に対して支給する特別給付金に係る申請にあっては、同年3月15日）までとする。

(その他の支給対象者に対する特別給付金の支給に係る申請及び支給の方式)

第8条 その他の支給対象者に対する特別給付金の支給を受けようとする者（以下「特別給付金申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）（別記様式）により申請を行う。

2 特別給付金申請者に対する特別給付金の支給は、特別給付金申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、市長が口座振込の方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請の際、戸籍謄本並びに簡易な収入額の申立書及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該特別給付金申請者が支給対象者に該当する者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、個人番号カード等の写し（以下「本人確認書類」という。）を提出させ、又は提示させることにより、当該特別給付金申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該特別給付金申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(特別給付金申請者に対する支給の決定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書(第12条第3項において単に「申請書」という。)を受理したときは、速やかに内容を確認し、適当と認めるときは、特別給付金の支給を決定し、当該特別給付金申請者に対し、これを支給する。

(特別給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請の受付開始日等の事業の概要について、市民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 前条の周知を行ったにもかかわらず、特別給付金申請者から第7条第2項の申請の期限までに第8条第1項の申請が行われなかった場合は、当該特別給付金申請者が特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第6条第3項の規定による支給の決定を行った後、特別給付金を支給するために、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座に振り込みを行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により令和6年3月22日までに振込みができない場合は、当該支給決定を取り消すものとする。

3 第10条の規定による支給の決定を行った後、申請書に不備があることにより振込みができないために市長が特別給付金申請者に当該申請書の補正を命じたにもかかわらず補正が行われなかったことその他特別給付金申請者の責に帰すべき事由により令和6年3月22日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得等の返還)

第13条 市長は、特別給付金の支給後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援給付金の支給を受けた者がいるときは、支給を行った特別給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、特別給付金支給事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)
(ひとり親世帯以外分) 申請書(請求書)

亀山市
受付印

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)

亀山市長 様

3ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者、配偶者等

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	現住所	
		男・女	S・H 年 月 日	電話 ()	
令和5年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)		令和5年10月31日 時点の住所 (現住所と異なる場合)		申請者の個人番号(マイナンバー) (12桁)	
配偶者等氏名		同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載		配偶者等の個人番号(マイナンバー) (12桁)
		同居・別居			

(注1) 配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。

(注2) 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で提出してください。

2. 支給要件

次の(1)及び(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を記入してください。

(1) 養育要件

<input type="checkbox"/>	① 児童手当対象児童を養育【公務員以外】
<input type="checkbox"/>	① " 【公務員】
<input type="checkbox"/>	② 特別児童扶養手当対象児童を養育
<input type="checkbox"/>	③ 中学校修了後(15歳年度末)から18歳年度末までの児童を養育

(2) 所得要件

<input type="checkbox"/>	① 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税
<input type="checkbox"/>	② 家計急変

(※) 家計急変とは、1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である場合をいいます。

3. 対象児童等

対象児童について、令和5年10月31日時点の状況を表Aに記入してください。

ただし、以下の場合は、それぞれの時点の状況を記入してください。

① 11月以降に新たに児童手当・特別児童扶養手当の支給対象となった児童については、児童手当等の認定請求時点の状況

② その他、令和5年11月1日以降に本給付金の支給要件を満たすこととなった児童については、申請時点の状況

③ 家計急変の場合は申請時点の状況

また、既に給付金(「ひとり親世帯分」又は「ひとり親世帯以外分」)を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

(次ページも必ずご確認ください。)

表A 対象児童について記入してください。

	(フリガナ)		関係性	性別	生年月日	同居・別居の別	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計関係	児手対象児童(申請中含む)	特児扶対象児童(申請中含む)	R5.10.31時点以外の状況(上記①②③に該当)を記載
	氏名	氏名										
1					H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
2					H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
3					H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
4					H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
5					H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持			

※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。

- ①父母 → 別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる資料(児童の世帯の住民票など)
- ②未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
- ③その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
- ④里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類

※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

- 1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。
- 2)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。

※「児手対象児童(申請中含む)」、「特児扶対象児童(申請中含む)」欄は、対象児童が児童手当、特別児童扶養手当の支給対象者(申請中含む)である場合に○を記入してください。

※「R5.10.31時点以外の状況(上記①②③に該当)」欄は、令和5年11月1日以降に出生した児童や新たに養子等となった児童、家計急変の場合など、令和5年10月31日時点以外の状況を記載している場合に○を記入してください。

表B 重複支給の確認等のため、既に給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。
(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

	氏名		氏名		氏名
1		2		3	

4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 対象児童等」の表Aに記入した支給の対象となる児童の人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律20,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 20,000円 × 3人 = 60,000円

5. 受取方法

受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

(注)申請時点で居住している自治体から児童手当、特別児童扶養手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
	支店コード	2当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

(次ページも必ずご確認ください。)

(公務員の方のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記(3.表A) 人の対象児童に係る

であることについて証明します。

令和 年 月 日

証明者

証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)(ひとり親世帯以外分)(以下「給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市が支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月22日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。
- 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)または給付金(ひとり親世帯以外分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します)。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況、表Aの児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等をご用意ください。
※表Aの児童との関係性を確認できる資料(表Aの「関係性①～④」の確認に必要な書類をご用意ください。)
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』
※支給要件が「(2)所得要件②家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額の分かる書類を添付してください。